# 税務ポイント

## 〔会社の税務 よろず相談室㉒〕

## 6月より導入された長野県宿泊税について

Q. ６月より導入された長野県宿泊税はどのような内容でしょうか。

A. 長野県が目指す世界水準の山岳高原観光地の実現に向け、観光資源の充実、旅行者の受入環境整備その他の観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊税が導入されました。

**１．目的**

旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため

**２．納税義務者**

長野県に所在する以下の施設に宿泊する者

・旅館業法に規定する旅館
・ホテル、簡易宿所
・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）

**３．特別徴収義務者**

宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者

**４．税額**

定額制300円

＊制度開始３年間（令和８年６月１日～令和11年５月31日）は200円

＊独自に宿泊税を課税する以下の市町村においては税額が異なる場合があります

松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村

※詳しくは､長野県ホームページ「長野県宿泊税」及び上記各市町村「宿泊税」のサイトをご参照ください。

**５．免税点**

6,000円未満の宿泊料金（素泊まり･税抜き）の場合、徴収しない

**６．課税免除**

・幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合
・保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合
・地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクールが主催する行事として宿泊する場合
・中学校等の部活動の地域展開により実施される活動として宿泊する場合

＊いずれも、学校・施設・団体の長が証明するものに限る

**７．徴収の方法**

特別徴収義務者は、宿泊者から税を受け取り、原則として、毎月、県に申告納入

＊申告納入を月１回から３か月に１回とする特例の設定があります

**８．制度見直し期間**

導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討

**９．施行期日**

令和８年（2026年）６月１日

詳しい内容については、長野県ホームページ「長野県宿泊税」をご参照ください。

**（税制委員会：**
**忠地祐一、草間俊文、小池尚彦　グループ稿）**
**（監修：関東信越税理士会　松本支部）**

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得